

# 電気事業法の一部を改正する法律案について

令和8年4月

経済産業省

大臣官房産業保安・安全グループ

# 電気事業法の一部を改正する法律案の概要

## 背景・法律案の概要

- ✓ ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化により**国際的なエネルギー情勢が変化**する一方、国内ではDXやGXの進展による**電力需要の増加**が見込まれている。
- ✓ こうした中で、**電力の安定供給を確保しエネルギー安全保障を推進**するべく、**大規模な地域内・地域間送電線の整備の促進**や**大規模電源の整備の促進等**による**供給力の確保**、**電気事業の安定的・持続的発展のための環境整備**、**太陽電池発電設備等の安全性の向上**等に関する措置を講じる。

## 1. 大規模送電線・大規模電源の整備の促進等

### (1) 大規模送電線（地域内送電線・地域間送電線）の整備の促進等

- ① 経済産業大臣が一般送配電事業者等の**地域内送電線等の整備計画を認定**し、**電力広域的運営推進機関（電力広域機関）**※が**整備等に必要な資金の貸付け**を行う（財政投融資等を活用）。  
※電気事業の広域的運営の推進のため、電気の需給状況の監視や供給力の確保の促進等を行う認可法人
- ② 電力広域機関が行っている一般送配電事業者等に対する**地域間送電線等の認定計画に基づく整備等に必要な資金の貸付けの原資を拡充**する（財政投融資等を活用）。
- ③ 広域での電力取引によって生じる資金（値差収益※）を**国庫納付**することとし、**電力広域機関への補助を通じた地域間・地域内送電線の整備等に活用**する。  
※卸電力取引所において電気を北海道・東京などの供給エリアを越えて売買するときに発生する差額

### (2) 大規模電源の整備の促進等

- ① 経済産業大臣が大規模発電事業者の**大規模電源の整備計画を認定**し、**電力広域機関が整備等に必要な資金の貸付け**を行う（財政投融資等を活用）。
- ② **大規模発電事業者**が大規模電源を休廃止する際に、**一般送配電事業者等と事前に協議**を行うことを定める。

## 2. 電気事業の安定的・持続的な発展のための環境整備

### (1) 小売電気事業の事業環境整備

- ・ 小売電気事業の適正化のため、**小売電気事業者の登録取消事由に一定期間の休止等を追加**する。

### (2) 電力取引の促進

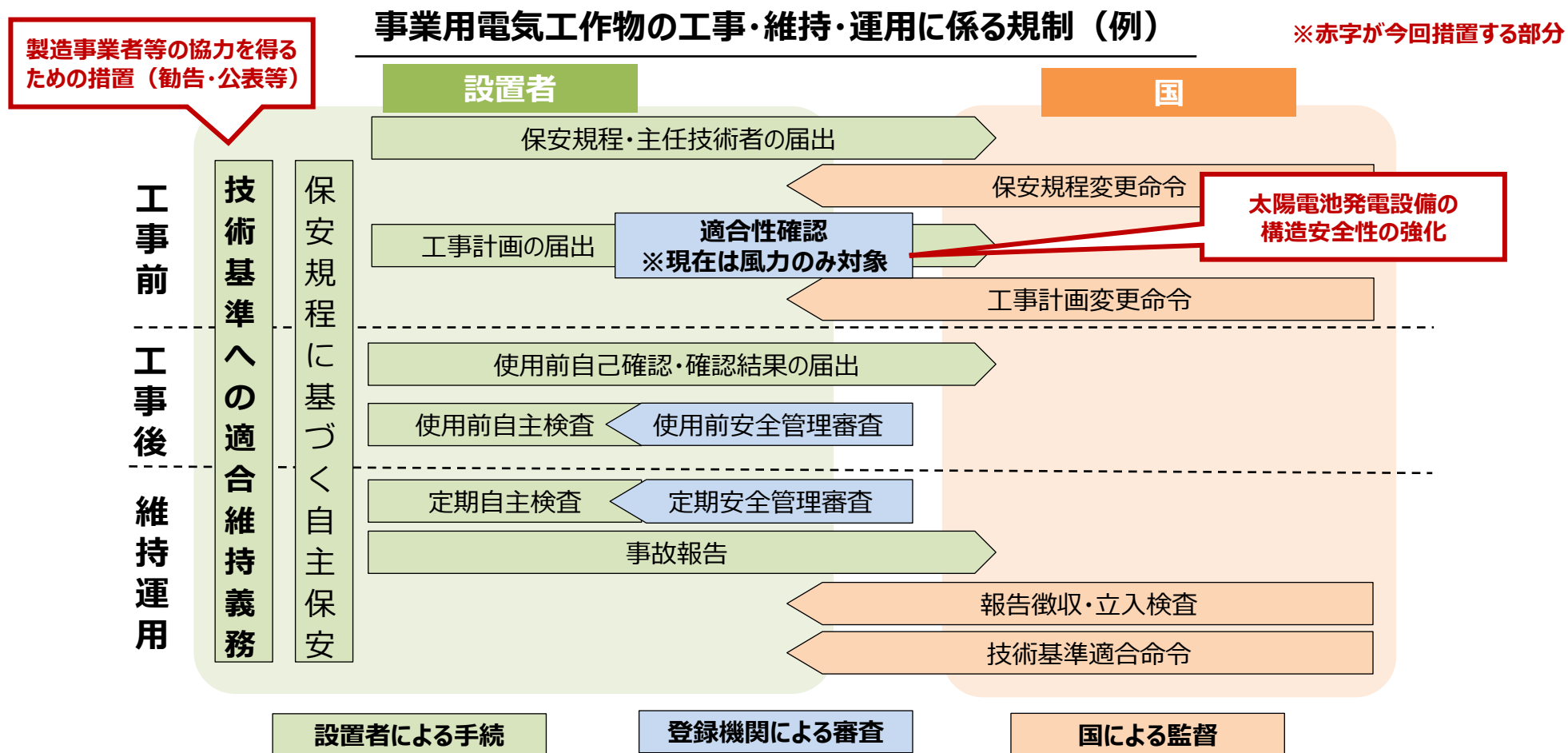
- ・ 現行の翌日市場（翌日の電力の取引を行う市場）に加えて、今後、安定供給の確保の観点で重要となる**中長期市場**（翌々日以降の将来の電力の取引を行う市場）や**需給調整市場**（需給バランスを一致させるために必要な電力（調整力）の取引を行う市場）を開設する各卸電力取引所を**経済産業大臣が指定・監督できるものとし、市場運営の健全性を確保**することによって、**電力の卸取引の活性化**を図る。

## 3. 太陽電池発電設備等の安全性の向上

- ① 太陽電池発電設備の設計不備による事故を防止するため、その支持物等について**第三者機関（登録適合性確認機関）**による**工事前の技術基準への適合性確認の対象とすること**で、強度等の構造の安全性を高める。
- ② 製品・施工不良等、設置者のみでは原因究明・再発防止等が困難な場合に、**製造・輸入販売事業者、工業者に必要な協力を求める措置**を設ける。

# 電気事業法における保安規制の全体像

- 電気事業法では、公共の安全を確保するため、電気工作物の工事、維持及び運用を規制。
- 設置者責任の原則の下、国が定める技術基準への適合を**、設置者が定める保安規程と専門性を持った主任技術者の配置を通じた**自主保安により担保**する仕組みを基本に、事業者の保安管理体制の確認や変更命令など、**国は事後規制を中心に最低限の監督**を実施。

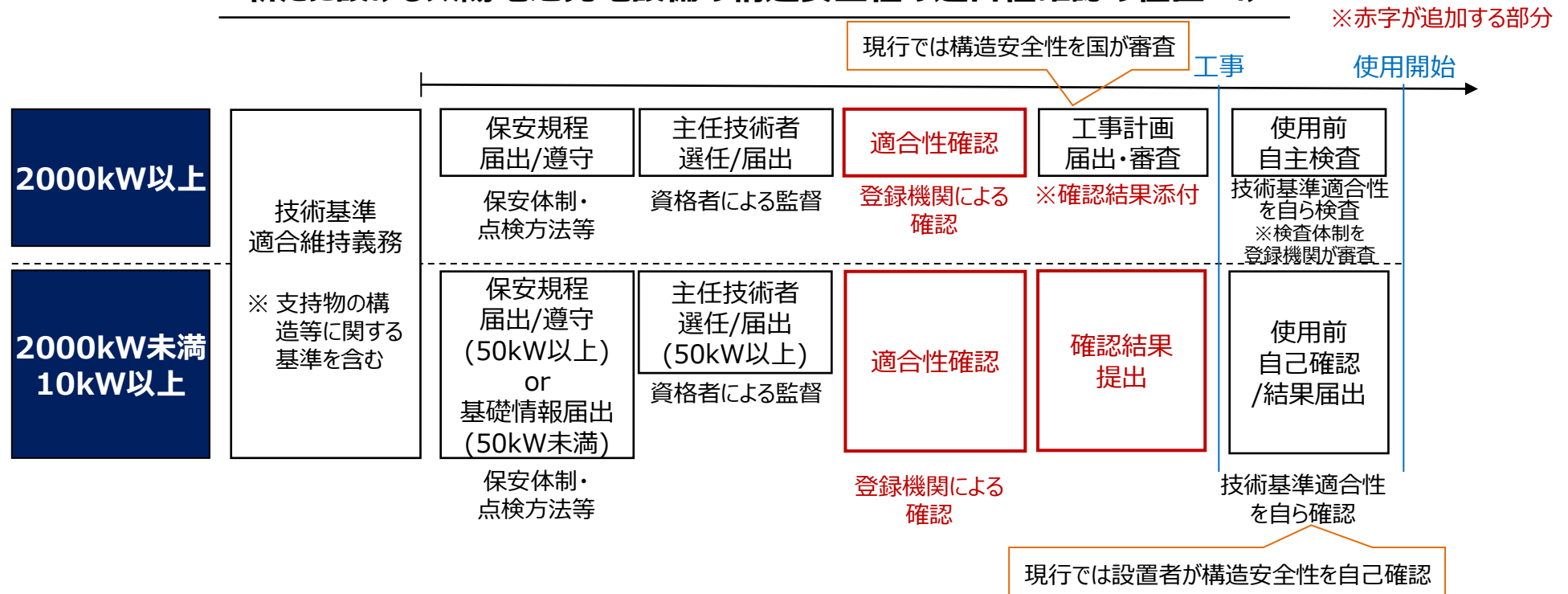


# 太陽電池発電設備の構造安全性の強化

【課題】現行制度では、太陽電池発電設備の安全に関する技術基準への適合性について、出力の大きい設備は工事前に国が審査、出力が小さい設備は設置者が自ら確認。近年の事故の状況や設置者の取組の課題を踏まえ、設計不備による事故を防止し、安全性を更に向上させる必要がある。

➡ 太陽電池発電設備について、土木建築の専門性を有する第三者機関が、工事前に構造に関する技術基準への適合性を確認する仕組みを設ける。

## 新たに設ける太陽電池発電設備の構造安全性の適合性確認の位置づけ



# 製造事業者等の協力を得るための措置

【課題】発電設備等の事業用電気工作物については、設置者責任の原則の下、設置者にその技術基準への適合を義務付け、設置者が製造事業者と協力して事故原因究明や再発防止等を実施。

しかし、太陽光発電や風力発電では、原因究明等に当たり、製造事業者からの十分な協力を得られなかった事例も存在。

① 製造事業者・輸入販売事業者・工事業者（関係事業者）は、設置者の求めに応じ、技術基準への適合のため必要な措置の実施に協力するよう努めなければならないこととする。

➔ ② 関係事業者が協力せず、当該措置の実施に支障がある場合における経済産業大臣による勧告や公表を可能とする。

③ 経済産業大臣による関係事業者への報告徴収や立入検査※、電気工作物の提出命令を可能とする。

※製造・輸入販売事業者に対しては、経済産業大臣がNITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）に立入検査を行わせることも可能とする。

